

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

農村地域の生活環境基盤整備計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山鹿市

3. 地域再生計画の区域

山鹿市の区域の一部

4. 地域再生計画の目標

山鹿市は、熊本県の北部に位置し、北は福岡県及び大分県、東は菊池市、南は熊本市、西は和水町にそれぞれ境を接し、人口総 57,404 人（平成 22 年 3 月末現在）、面積 229.7 km² の市である。また、本市は緑豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、年間降水量も 1,800mm と多いため地下水も豊富で、清らかな水の宝庫といわれる。このような豊富な水資源は田畑を潤し、経済活動を支える工業用水に利用されるなど多様な価値を持つ貴重な資源となっており、地域の生活や文化、経済に大きな影響を与えてきた。

農村地域の環境改善を図るためには、本市の総合計画基本目標の一つ「安全で快適な暮らしを支える基盤づくり」を基に生活排水処理の計画的整備を進めていくことや、もう一つの基本目標である「人と自然が共生する環境づくり」を基に、生活・産業活動から生じる環境負荷低減と循環型社会の構築を図っていくことが重要である。

これまで、生活排水処理事業は水環境の保全に一定の成果を上げ、特に農業集落排水事業等は、農村部の生活環境の向上と農業用水の水質保全による農業生産性の向上を図るため、平成 4 年度から事業着手し、現在、17 処理区の整備が完了しており汚水処理人口普及率 69.2%となっている。

しかしながら、事業効率や地勢的な条件等から、水洗化・生活雑排水処理が進んでいない地域があるため、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を早急に講じる必要がある。

このため、本年度から汚水処理施設整備交付金を活用して、農業集落排水施設及び浄化槽を一体的に整備することにより、水洗化・生活雑排水処理が進んでいない地域の汚水処理人口普及率を周辺地域と同等レベルまで引き上げることを目指す。併せて、関連事業として生活・産業から生じる廃棄物の抑制と利活用をすることによ

り環境と調和した農業・農村づくりを実現し、本市の将来像である豊かな自然と歴史的資源を生かし、だれでも住みやすく、美しく、素晴らしい都市を作り上げることを目標として「まほろば創生・人輝く温もりの+都市やまが」に取り組んでいく。

(目標 1) 菊鹿東部Ⅱ期地区汚水処理施設の整備促進

(事業完了後、汚水処理人口普及率を 22%から 80%程度に向上)

(目標 2) 米田東部地区汚水処理施設の整備促進

(事業完了後、汚水処理人口普及率を 25%から 80%程度に向上)

(目標 3) 一般廃棄物の資源化量の向上

(事業完了後、一般廃棄物の資源化量を 50%向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

山鹿市の菊鹿東部Ⅱ期・米田東部の2地区において生活排水処理対策の推進を図るべく、農業集落排水施設及び浄化槽(市町村設置型及び個人設置型)の整備を平成23年度から実施するとともに、地域住民を含めた生活・産業から生じる廃棄物の抑制と利活用を推進する。

また、水質及び水環境保全に対する住民意識の啓発に積極的に取り組んでいく。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・ 農業集落排水

1. 菊鹿東部Ⅱ期地区については、平成19年3月に、事業採択の通知を国より通知を受けている。
2. 米田東部地区については、平成21年4月に、事業採択の通知を国より通知を受けている。

[事業主体]

- ・ 山鹿市

[施設の種類]

- ・ 農業集落排水施設
- ・ 浄化槽(市町村設置型及び個人設置型)

[事業区域]

- ・農業集落排水施設：菊鹿東部Ⅱ期地区（山鹿市菊鹿町の一部）
：米田東部地区（山鹿市南島の一部、長坂）
- ・浄化槽（市町村設置型）：菊鹿東部Ⅱ期地区（但し、農業集落排水計画区域を除く）
（個人設置型）：米田東部地区（但し、農業集落排水計画区域を除く）

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成23年度～平成27年度
- ・浄化槽（市町村設置型及び個人設置型） 平成24年度～平成26年度

[事業量]

- ・農業集落排水施設
（主要施設）
 - 処理場 1箇所
 - 農業集落排水事業 $\phi 100\sim 150\text{ mm}$ L = 12.8 km
 - 単独分 $\phi 100$ L = 2.12km
 - 汚水処理人口 3,660人
- ・浄化槽
 - 市町村設置型及び個人設置型 20基
 - 汚水処理人口 120人

[事業費]

- ① 農業集落排水施設
 - 事業費 1,128,000千円（うち、交付金：564,000千円）
 - 単独事業費 110,100千円
- ② 浄化槽（市町村設置型及び個人設置型）
 - 事業費
 - ・市町村設置型 9,400千円（うち、交付金：3,133千円）
 - ・個人設置型 7,000千円（うち、交付金：2,333千円）
- ③ 合計（①+②）
 - 事業費計 1,144,400千円（うち、交付金：569,466千円）
 - 単独事業費 110,100千円

(5-3) その他の事業

(1) 生活から生じる廃棄物の抑制と資源化（事業主体：山鹿市）

地域の環境改善をより一層進めていくため、再資源化可能なごみを細分化し、可燃性ごみの減量化と共に資源化を推進していく。

(2) 産業から排出する廃棄物の抑制と利活用（事業主体：山鹿市）

処理施設等から排出される廃棄物汚泥の有機肥料化を行うことで利活用を促進し、環境負荷の低減とリサイクルシステム構築する。また、有機肥料を使用することで土づくりを基本とした環境保全型農業を推進し、地域活性化を図っていく。

(3) 水質及び水環境保全に対する住民意識の啓発（事業主体：山鹿市）

公共用水域の水質保全を図るためには、水質汚濁原因の大半を占める各家庭からの生活雑排水による負荷を削減することが第一である。そのためには、住民一人ひとりの理解と協力が不可欠であり、現状の認識、自然環境保全への関心を持ってもらうことが大切であることから、水環境に関する住民の意識を高め、水質保全の取り組みを強化するため、市の広報誌や環境便により住民への啓発と効果的な情報提供を行っていく。

6. 計画期間

平成23年度～平成27年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らして、関係する山鹿市下水道課、環境課において、状況を調査・評価し公表する。また、整備された汚水処理施設は、農業集落排水、浄化槽とも市による維持管理が適正に行われるよう体制の整備を図る。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし